# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
37	新規非課税世帯等支援給付金に関する事務 評価書	基礎項目

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、新規非課税世帯等支援給付金に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

#### 評価実施機関名

松山市長

## 公表日

令和7年11月6日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	新規非課税世帯等支援給付金に関する事務					
②事務の概要	物価高騰の影響を受けている所得の低い世帯を支援するため、令和6年度に新しく「住民税非課税」または「住民税均等割のみ課税」になる世帯に、1世帯当たり10万円を給付する。					
③システムの名称	新規非課税世帯等支援給付金システム、個人住民税システム、統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル:	名 A					
新規非課税世帯等支援給付金	ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表の135の項 ・番号法別表第一主務省令 第74条 ・公金受取口座登録法 第10条					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の160の項・利用特定個人情報提供省令(番号法第 19 条第8号に基づく主務省令) 第162条					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	松山市福祉推進部長寿福祉課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	松山市 総務部 文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6866)					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	松山市 福祉推進部 長寿福祉課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6077)					
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した					
適用した理由						

#### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未满 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	16年6月3日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		]	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満			
	いつ時点の計数か		16年6月3日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ	1重点項目評価書	<選択肢> (選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じたス	、手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	じた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	ı	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
判断の根拠	給付金事務では、特定個人情報の取り扱いに関して、手作業が介在するが、いずれの局面にお 複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考え る。				

9. 監	查					
実施の	D有無	[ 0 ]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
10. 初	<b>従業者に対する教育・</b>	啓発				
従業者	者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 🖠	<b>長も優先度が高いと考</b>	えられる	6対策		[ ]≦	全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優る対策	そ先度が高いと考えられ	<選択( 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8)	目的外の入手が行わ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正っ 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	れるリスク・ 事務に必ず で不正に使い な使用等の すわれるリステムを システムを システムを い・滅失・劉	への対策 要のない情 用されるリン リスクへの対! なりて目的 通じて不正	青報との紐付けが行われるリスクへの対策 スクへの対策 D対策 T策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 内外の入手が行われるリスクへの対策 Eな提供が行われるリスクへの対策
当該対	対策は十分か【再掲】	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	認証(顔 退職時(	認証))により操作者 は随時、更新するとと 戦員、アクセス権限の	を限定する も にパスワ	とともに、フ 'ードの有效	に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体アクセス可能な職員の名簿を年度毎及び職務異動・ 効期限を設け定期的に変更していることから、権限の 下正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月4日	I3 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の101 ・番号法別表第一主務省令 第74条 ・公金受取口座登録法 第10条	・番号法 第9条第1項 別表の135の項 ・番号法別表第一主務省令 第74条 ・公金受取口座登録法 第10条	事後	法改正による変更
令和7年4月4日	I 4 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 別表第二の121 ・番号法別表第二主務省令 第59条の4	・番号法 第19条第8号に基づく主務省令 第2 条の表の160の項 ・利用特定個人情報提供省令(番号法第 19 条 第8号に基づく主務省令) 第162条	事後	法改正による変更
令和7年11月6日	IV ⑧人手を介在させる作業		給付金事務では、特定個人情報の取り扱いに関して、手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる	事後	法改正による変更
令和7年11月26日	IV ①最も優先度が高いと考えられる対策		内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体 認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、アクセス可能な職員の名簿を年度毎及び職務異動・退職時は随時、更新するとともにパスワードの有効期限を設け定期的に変更していることから、権限のない元職員、アクセス権限のない職員等によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	法改正による変更